

民生課からのお知らせ

蜂に注意してください！

これからの時期は一年の中で蜂の活動が最も活発になり、巣も大きくなります。

また、次世代の女王蜂やオス蜂が生まれる頃になると、周囲に対する攻撃性が強くなつてきます。スズメバチに刺されたニユースが秋に多いのはこのためです。

新島・式根島で個体が確認されているのはコガタスズメバチとヒメスズメバチです。どちらも比較のおとなしい性格のため、巣に近づき過ぎなければ攻撃されることはありませんが、それでも注意は必要です。

◆蜂の巣を見つけたら、静かにその場から離れる。
(大きな声・音や振動、香水の匂いなどで攻撃的になります。)

※飛んでいる蜂を捕まえようとしたり、駆除しようとすると刺されることがあります。
◆スズメバチに刺されてしまったらすぐに診療所へ行く。
(刺された部分を流水で洗

い、すぐに診察を受けてください。)

※口で毒を吸出すことは絶対にしないでください。

保護者の方は、お子様が蜂や蜂の巣に手を出さないよう注意してください。死骸を片付ける時も毒針に触れないよう気を付けてください。

◎スズメバチの巣以外は、個人での対応をお願いします。

【問合せ先】
民生課民生係 (5)0243

野良猫にエサを与えないでください

今年度に入り、飼い主のはつきりしていない猫の被害の相談件数が増えています。

お腹を空かせた猫がいれば、エサや水を与えて助けてあげたくありません。しかし、その猫が不妊・去勢手術をしていなければ、同じような境遇の猫が増えてしまいます。周囲に糞尿の被害が増えたり、家に入り込んで食べ物に手を出す等の被害がでることも考えられます。

また、エサを与えていれば自覚がなくても周りからは飼っていることと同じに見えてしまいます。ご近所に被害

が出れば、エサを与えている方の責任とみられてもおかしくありません。このようなトラブルを避けるためには、次のことに注意してください。

- ・助けた命に責任が持てないのであれば、エサは与えないようにしましょう。
- ・飼っている猫にはかならず首輪などを着けましょう。
- ・自分の可愛がっている猫がご近所に迷惑をかけてしまったら、責任を持って誠意ある対応をしてください。
- ・生まれてくる命に責任がもてないのであれば不妊・去勢手術を受けさせて、不幸な猫を増やさないようにしましょう。
- ・他の生き物を自分の都合で振り回さないようにしましょう。

【問合せ先】
民生課民生係 (5)0243

年金受給者のみなさまへ 『扶養親族等申告書』は期限までに提出しましょう！

老齢や退職を支給事由とする年金は、雑所得として所得税の課税対象とされています。(障害年金・遺族年金は課税されません。)

課税対象となる受給者の方

には、毎年10月下旬に日本年金機構から扶養親族等申告書が発送されますので、12月初旬の提出期限までに必ず提出してください。

この申告により、翌年中に受けられる年金にかかる所得税の源泉徴収額が決まります。もし提出を忘れると各種控除が受けられず、所得税の源泉徴収税額が多くなる場合がありますのでご注意ください。

なお、年金以外に収入がある方は確定申告が必要で

《平成27年分「扶養親族等申告書」が送付される方》

- ①年齢が65歳未満で年金額が108万円以上の方
- ②年齢が65歳以上で年金額が158万円以上の方

【問合せ先】
企画財政課課税係 (5)0241

建設課からのお知らせ

村道環状線の一部【新島港(黒根港)にある新島物産黒根営業所から「誓いの塔」を通り「老人ホーム」まで】が、舗装の老朽化で傷みも激しく、雨水排水(U字側溝)も機能低下している現状です。今回コ

ンクリート舗装・雨水排水設備更新と合わせて視距改良もを行い、交通の安全を図ります。尚、この工事は3ヶ年での完了予定で進め、工事総延長1、100m今年度は2年目で302.0mを整備します。工事期間中通行止等住民の皆様にはご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

【問合せ先】
建設課建設係 (5)0212

東京都最低賃金改正のお知らせ

平成26年10月1日から時間額888円に改正されました。

※都内で労働者を使用するすべての事業場及び同事業場で働くすべての労働者(都内の事業場に派遣中の労働者を含む)に適用されます。

※一部の業種については特定(産業別)最低賃金が適用されます。

【問合せ先】
東京労働局賃金課
(5)03(3512) 1614
最低賃金総合相談支援センター
(5)03(5678) 6488

第 207 回東京都都市計画審議会の傍聴者募集

日 時 平成 26 年 11 月 18 日 (火) 午後 1 時 30 分から

会 場 **東京都庁内会議室**

付議予定案件は都庁都市整備局ホームページ
(<http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp/keikaku/shingikai/yotei.htm>)
又は都庁都市計画課へ。

傍聴の申込み 住所、氏名及び電話番号を記載した**往復ハガキ**で都庁都市計画課へ。

平成 26 年 10 月 24 日 (金) 消印有効

- ・申込みはお一人一通のみ有効です。
- ・傍聴者として決定した方には、決定通知をお送りします。
- ・定員 (15 名) を超えた場合は抽選となります (抽選は平成 26 年 10 月 31 日 (金) に都庁会議室で公開により実施)。
- ※個人のプライバシーに関わる案件などがあるときは、会議が一部非公開となることがあります。

問い合わせ 〒 163 - 8001 東京都新宿区西新宿 2 - 8 - 1

及び申込先 東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課計画監理係
電話 03 - 5388 - 3225

赤い羽根共同募金運動のお願い

『自分の町を良くするしくみ』
10月1日から第68回赤い羽根共同募金運動が始まります。協同募金は、みなさまと民間社会福祉施設・団体を結ぶ募金運動です。平成25年度新島村の募金額は、459,434円でした。ご協力ありがとうございました。寄付金は新島村社会福祉協議会の事業など2件分、848,380円が配分され、活用されました。みなさまの「たすけあい精神」に支えられる共同募金運動にご協力くださいますよう、よろしくお願いいたします。

公証週間

東京公証人会では、特設電話を設置して電話相談を実施し、期間中は土曜、日曜も対応します。

詳しくは、お近くの公証役場、又は東京公証人会までお問い合わせください。

期間 平成26年10月1日(水)から7日(火)までの7日間
受付時間 午前9時30分から正午まで

【問合せ先】

東京法務局 東京公証人会
☎03 (3502) 8239

電話で弁護士に相談できる「島しょ法律相談」

東京都では、島しょに居住される方を対象として、弁護士の法律相談(電話相談)を実施しています。相談は無料です。

【相談日】 月・水・金曜日

※祝日・年末年始の閉庁日はお休みします。

【相談時間】 午後1時〜4時

※相談時間中は、直接、ご相談

**平成 26 年度 下半期
島しょ法律相談日 カレンダー**

平成 26 年度

10月			11月			12月		
月	水	金	月	水	金	月	水	金
	1	3		5	7	1	3	5
6	8	10	10	12	14	8	10	12
	15	17	17	19	21	15	17	19
20	22	24		26	28	22	24	26
27	29	31						

平成 27 年度

1月			2月			3月		
月	水	金	月	水	金	月	水	金
5	7	9	2	4	6	2	4	6
	14	16	9		13	9	11	13
19	21	23	16	18	20	16	18	20
26	28	30	23	25	27	23	25	27
						30		

※空白の日程は相談はお休みです。

【相談・予約・問合せ】

東京都生活文化局 都民の声課
☎03 (5388) 2245

インフルエンザのお知らせ

【インフルエンザについて】

インフルエンザは鼻水・咳に加え、急激な発熱や頭痛、筋肉痛、関節痛、全身倦怠感などの全身症状を伴うのが特徴です。多くの場合は5～7日後で自然治癒しますが、感染を契機に肺炎や脳炎など重篤な合併症を患うことがあります。特に乳幼児や高齢者では合併症を起こしやすい事が知られています。日本でのインフルエンザによる推定死亡人数は毎年1万人以上とされています。

【現在の対応は？】

タミフルなどの抗ウイルス薬によって発熱期間を半日～1日程度早めることができますが、予防に勝るものはなく、予防接種を強くお勧めします。

【ワクチンでどの程度防げるの？】

ワクチンによる発症阻止効果は65歳以下の健常者では約90%、65歳以上の健常な高齢者については、約45%の発病を阻止し、約80%の死亡を阻止する効果があったという報告があります。小児については、1歳以上6歳未満の幼児では発病（発熱）を阻止する効果は約20～30%とされています。

【卵アレルギーがあるんだけど…】

現在のインフルエンザワクチンは改良が加えられており、卵白の含有量は数ngと極めて微量のため、卵アレルギーをお持ちの方でも問題なく接種できる事がほとんどです。ご心配の方は接種を個別に検討できますのでご相談ください。

【大事なお話】～集団免疫について～

予防接種には集団内に免疫をもつ人が多ければ病気自体が流行しにくくなるという効果があります。これが集団免疫と呼ばれるものです。ワクチンを打ったけど十分免疫がつかなかった人や、打ちたいけれど免疫不全等で打てない方、ワクチンを打つ事ができない赤ちゃん、免疫のつきにくい乳幼児などが病気から守られます。「自分がかかっても自然に治すからいいや」、「自分の子どもはワクチンを打っていないけど毎年病気にかかっていない。だからワクチンは必要ない。」とってワクチンを打たれない方がおられます。本当にそうでしょうか。本人の感染リスクはもちろん、ワクチンを打てない赤ちゃんや免疫不全の方の感染のリスクもあります。感染のリスクが上がると重症化のリスク、死亡のリスクも上げてしまいます。このようにワクチンを打つのは自分のためだけでなく、周りの人のためでもあるのです。集団免疫を高めるためには「できるだけ多くの人が」予防接種を受けることが大切です。

参考 ※ 1 厚生労働省ホームページ「新型インフルエンザ Q&A」より

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/infuenza/index.html

看護師を目指す皆さんへ

都立看護専門学校では、現在、平成27年度学生募集要項を配布しています。都立看護専門学校の受験資格は次のとおりです。

【一般入学試験（3年課程）】

高等学校又は中等教育学校を卒業している人（卒業見込みを含む）又は同等以上の学力があると認められた人

【推薦入学試験（3年課程）】

以下のすべてに該当し、校長が責任を持って推薦できる人

- ① 高等学校又は中等教育学校を平成27年3月に卒業見込みである人
- ② 在学中で成績が一定基準を満たす人
- ③ 卒業後、看護師として都内に就職の意思がある人で、合格した場合は入学することを確約できる人

【問合せ先】

福祉保健局医療政策部医療人材課
03（5320）4442